

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 2 月 28 日（金）第2986号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---------------------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定予定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 | （社会福祉課取扱い） | 2 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定 | （社会福祉課取扱い） | 2 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 | （社会福祉課取扱い） | 2 |
| ○鹿児島県中小企業勤労者緊急生活安定資金融資要綱の一部を改正する要綱（※） | （雇用労政課取扱い） | 3 |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 | （水産振興課取扱い） | 3 |
| ○肥料取締法施行細則に基づく表示を要する普通肥料及びその表示事項の一部改正 | （食の安全推進課取扱い） | 4 |
| ○県営土地改良事業の換地計画の決定 | （農地整備課取扱い） | 4 |
| ○道路の区域の変更 | （道路維持課取扱い） | 4 |
| ○道路の供用の開始 | （道路維持課取扱い） | 5 |
| ○土地区画整理事業の換地処分 | （都市計画課取扱い） | 5 |

告 示

鹿児島県告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市横川町上ノ字上松川2467番9，2467番13，字十三谷2557番1，2558番1，2559番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する予定である。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市国分台明寺字下村762番, 767番 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
グリーン薬局	霧島市国分中央一丁目26番20号	平成25年 8 月 31 日

鹿児島県告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
ヘルシー薬局始良店	始良市東餅田502-6	平成25年 9 月 1 日
健美堂薬局国分店	霧島市国分中央一丁目26番20号	平成25年 9 月 1 日
さくらやまクリニック	志布志市志布志町安楽字高尾 6179-1	平成25年 9 月 11 日
フタヤ薬局志布志店	志布志市志布志町安楽6179-3	平成25年 9 月 1 日

鹿児島県告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地
出水郡医師会広域医療センター
阿久根市赤瀬川4513番地
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
名称	出水郡医師会立阿久根市民病院	出水郡医師会広域医療センター	平成25年10月 1 日

鹿児島県告示第184号

鹿児島県中小企業勤労者緊急生活安定資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県中小企業勤労者緊急生活安定資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業勤労者緊急生活安定資金融資要綱（昭和54年鹿児島県告示第472号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「遅払賃金補てん資金」を「遅払賃金補填資金」に改め、同条第2号中「育児休業の制度に準ずる」を「所定労働時間の短縮措置若しくは同条第2項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは始業時刻変更等の」に改める。

第6条第1項第1号中「種類ごとに」を「区分に応じ、それぞれ」に改め、同号の表及び同項第3号の表中「遅払賃金補てん資金」を「遅払賃金補填資金」に改め、同項第4号の表中

「 遅払賃金補てん資金 育児・介護休業資金 」	を	「 遅払賃金補填資金 育児・介護休業資金 教育資金 医療資金 冠婚葬祭資金 」	に改める。	
----------------------------------	---	---	-------	--

第8条第1項第1号中「遅払賃金補てん資金」を「遅払賃金補填資金」に改める。

別記第3号様式中	「 遅払賃金補てん資金 」	を	「 遅払賃金補填資金 」	に改める。
----------	---------------------	---	--------------------	-------

附 則

- 1 この要綱は、平成26年 2 月 28 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業勤労者緊急生活安定資金融資要綱第6条第1項第4号の規定は、平成26年 2 月 28 日以後の申込みに係る資金の融資について適用し、同日前の申込みに係る資金の融資については、なお従前の例による。

鹿児島県告示第185号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年 2 月 28 日から同年 3 月 14 日まで川内市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
薩摩川内市港町6115番地14 川畑猛

薩摩川内市港町6198番地 小倉義宏
 薩摩川内市港町6237番地 小倉貞洋

- 2 加入区
川内加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
川内市漁業協同組合

鹿児島県告示第186号

平成13年11月20日鹿児島県告示第1494号（肥料取締法施行細則に基づく表示を要する普通肥料及びその表示事項）の一部を次のように改正し、平成26年2月28日から施行する。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表の5の項中「1の(1)のケ、コ又はサ」を「2の(1)のア、イ又はウ」に改め、「普通肥料」の次に「(6に掲げるものを除く。)」を加え、同表に次のように加える。

6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
--	--

鹿児島県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備柏原地区京塚原換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 3 月 3 日から同月31日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場鶴田支所鶴田耕地林務係

鹿児島県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年2月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	鹿屋市輝北町上百引字上立元3929番2地先から同市輝北町市成字フチケヲ3457番4地先まで	前	10.0～75.0	3,857.5
			前	14.5～140.0	2,360.0
		後	10.0～75.0	3,857.5	
		後	14.5～140.0	2,360.0	

鹿児島県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成26年2月28日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	鹿屋市輝北町上百引字上立元3929番2地先から同市輝北町市成字フチケヲ3457番4地先まで	平成26年 2月28日

鹿児島県告示第190号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により，薩摩川内市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成26年 2 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 土地区画整理事業の名称
川内都市計画事業川内駅周辺地区土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
平成26年 2 月 20 日